

第7章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（町民・事業者・町）の自主的・積極的な取り組みと、参加、協働、連携によるパートナーシップの形成が必要です。

そこで、本計画の進行状況を管理する推進体制を以下のとおり整理します。

（１）大井町環境審議会

「大井町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議する機関として「大井町環境審議会」を設置します。町の環境の現況と課題、そのために取り組む施策等を確認し、本計画の策定に関する事項について審議します。また、本計画策定後は、計画の推進状況等の総合的な評価・点検を行います。

（２）エコ・タウンおい推進協議会

本町における環境施策の検討及び推進を図ることを目的に設置された協議会であり、町民・事業者・団体により構成します。計画に定めた施策の取り組みや進捗状況を評価するとともに、各施策や事業計画の立案を行います。

（３）ワーキンググループ

庁内各課より選出してワーキンググループを編成し、本計画で定めた施策の取り組みや町民・事業者に対する意識啓発を図ります。また、取り組みの進捗状況を評価するとともに、各種施策の策定や事業計画の立案を行います。

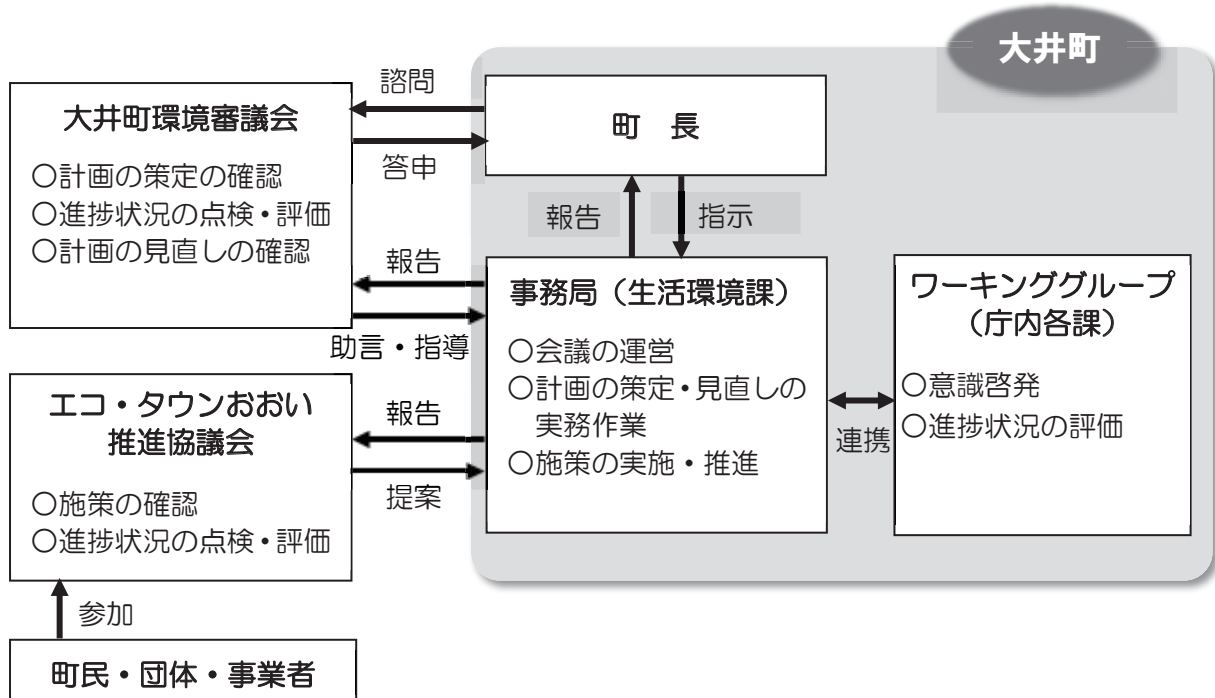


図 計画の推進体制

2. 計画の推進

(1) 大井町環境行動計画の推進

「大井町環境行動計画」とは、「大井町環境基本計画」に定める各施策の推進と実効性を高めるため、町民・事業者・町が行う具体的な活動や取り組み、目標等を定めるものです。

町は、率先して環境配慮した行動を実行し、町民・事業者・各種団体等に対しては具体的な取り組みの実践を促進します。

(2) 事業者・地域・各種団体のネットワーク

町民、事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民、事業者による幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業所、団体等による連携した環境調査や美化活動等の実施等に向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動を支援するとともに協働による取り組みを推進します。

(3) 国・県・周辺自治体との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては町が主体となって、国や県、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請し、連携しながら計画を推進します。

(4) 財政上の措置

本計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとします。

3. 進行管理の仕組み

(1) 進行管理の手法

本計画の進行管理は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Action)」のサイクルにより、取り組みの実施状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの達成状況をチェックしていきます。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、達成状況や様々な社会情勢等の動向を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しを行うものとします。

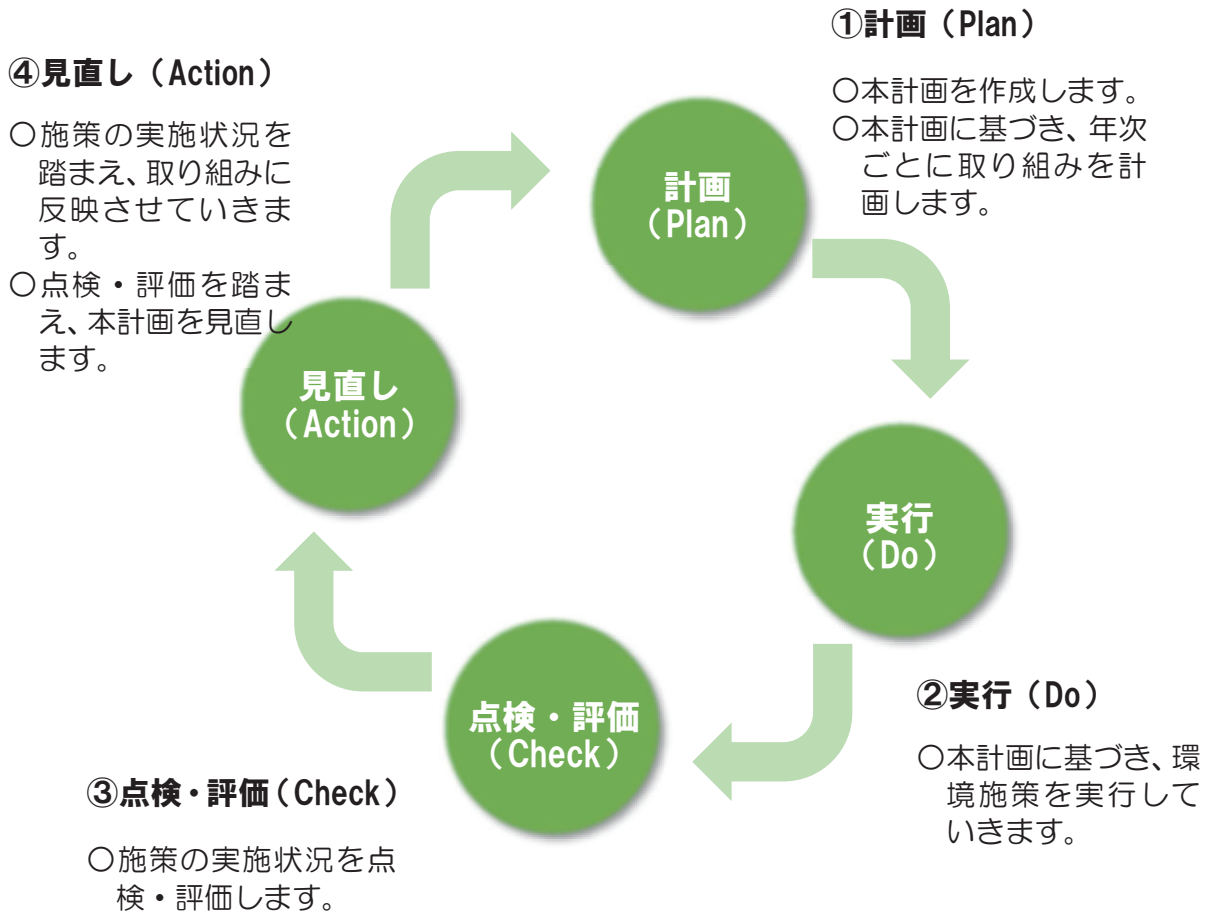


図 計画の進行管理の仕組み

(2) 進行状況の点検・評価

本計画の推進を図るために、エコ・タウンおおい推進協議会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、大井町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

（３）計画及び進捗状況の周知

本計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体等の計画への理解と協力を得るとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

そのため、町のホームページ、広報誌等を通じて、施策の内容とその進捗状況の周知に努めます。